登別市共同墓のご案内

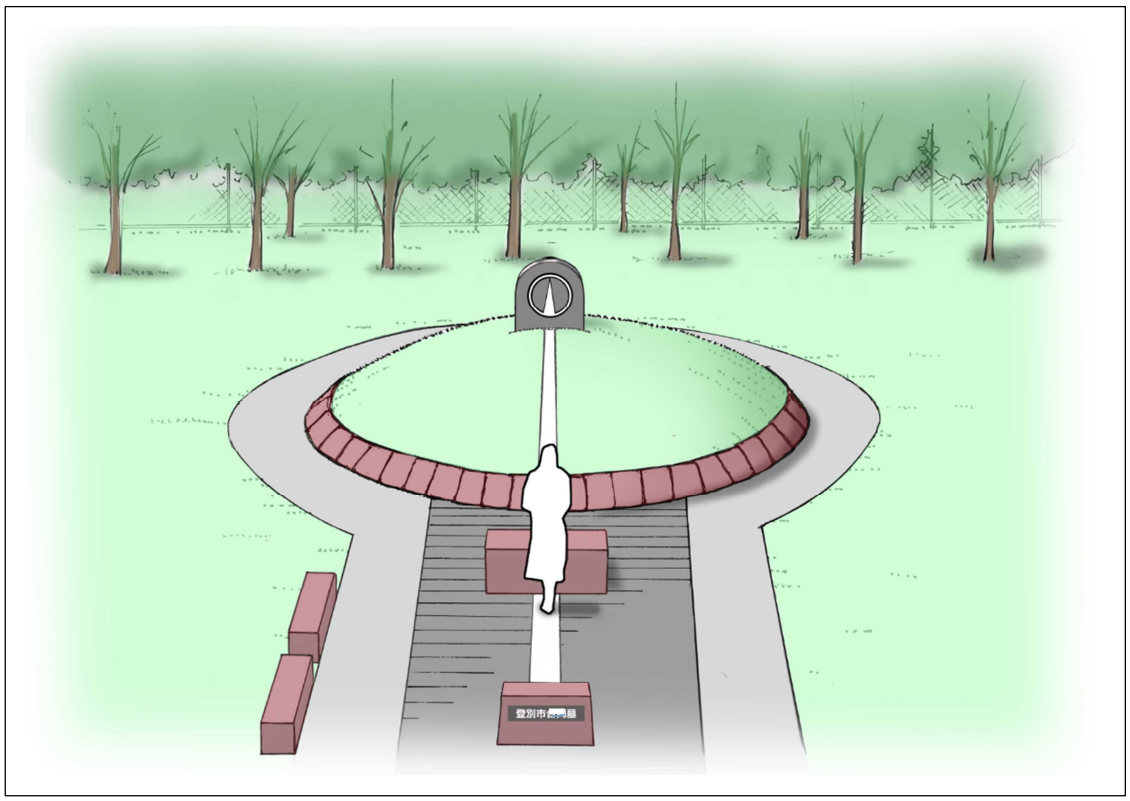

≪イメージ図≫

共同墓の利用を検討される方へ

共同墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して、直接埋蔵するお墓です。市民一人ひとりが、父母や祖父母などの先祖を敬う心を絶やすことなく持ち続け、いつまでもお墓を守り続けることやお墓の建立を望んでおりますが、少子高齢化や核家族化が進展している社会環境の中で、やむを得ない事情でお墓の承継ができない方や身寄りがない方、あるいは、経済的にお墓を建立することができない方のために、将来にわたり安心して焼骨を埋蔵する共同墓の供用を始めました。

お骨は埋蔵すると二度と取り出すことができなくなりますので、ご利用にあたっては、ご親族の方々と十分にご相談の上、お申し込みください。

登別市の共同墓は、3,000 体を収容でき、十分な収容数を確保していますので、ご利用にあたっては、焦らずにじっくりと考えてからお申し込みください。

１．共同墓の所在地

登別市富浦町１８６番地（第二富浦墓地内）

２．申請できる方

次のいずれかに該当する方が申請できます。

（１）１年以上、登別市民であり、市営墓地を使用していない方

（２）過去に１年以上、登別市民であり、市営墓地を使用していない方

（３）１年以上登別市民であった方の焼骨を管理している方であり、
市営墓地を使用していない方

（４）市営墓地を返還し、共同墓に改葬される方

（５）焼骨を保管している市内の法人（医療法人、社会福祉法人、宗教法人等）

（６）生前予約をされた方の埋蔵責任者

３．共同墓使用料・墓地管理清掃手数料

１体につき共同墓使用料	１５，０００円
管理清掃手数料	６００円
合計	１５，６００円
＋骨箱処分料１箱につき	５００円（市外の方は１，０００円））

※上記の使用料、管理清掃手数料は１回のみで、その後の支払はなく、永代管理となります。

※改葬などで、一度に複数の焼骨を埋蔵される場合につきましても、１体毎の使用料と管理清掃手数料の納付が必要となります。

例：改葬に伴い５人分の焼骨を埋蔵する場合

５人分×１５，６００円（使用料＋管理清掃手数料）＝７８，０００円

※何らかの理由で焼骨が無い場合でも埋蔵台帳に登録する限りは１体とします。

※喉仏が入った小さな骨箱は、通常の骨箱と併せて１つとします。(骨箱＋喉仏＝５００円)

４．お申込み場所・時間

受付場所：登別市役所　市民生活部市民サービスグループ

受付時間：平日　午前９時～午後５時００分まで（年末年始を除く）

５．共同墓使用の願出

○お申込みに必要な書類等

チェック欄	申請時に必要なもの
	共同墓使用願出書（裏面もあります）
	共同墓生前予約承認証 ※１
	焼骨証明書類（火葬許可証、改葬許可証等）※２
	申請者の使用要件が確認できるもの （本籍地記載の住民票、住民票の除票など）※３
	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）
	共同墓使用料、墓地管理清掃手数料（焼骨１体につき１５,６００円） ※骨箱処分料１つ５００円（市外の方は１,０００円）

※１　共同墓生前予約承認証を提出する場合は申請者の使用要件が確認できるものの提出は必要ありません。

※２ ①自宅でお骨を管理している場合：火葬許可証
②お寺やお墓から改葬する場合：改葬許可証（現在お骨のある市町村が発行）

※３　提出する住民票、住民票の除票などは、発行日から１年以内のものを提出してください。

６．申請から埋蔵までの流れ

①申請書の提出、使用料等の納付
埋蔵日時の打ち合わせ（申込者と市の担当者で打ち合わせを行います。）
※埋蔵希望日の１週間前までに申請が必要となります。

⇩

②共同墓使用許可証の受領（後日送付）

⇩

③共同墓への埋蔵（埋蔵担当者等が立ち会いの上、申請者が行います。）

⇩

④共同墓埋蔵済票を受領（埋蔵日に担当者からお渡しします）

７．埋蔵（納骨）について

○埋蔵できる期間は４月～１１月までになります。

○お骨の埋蔵は、毎月、**第１・第３土曜日（月に２回）**に行いますが、友引の日は行いません。（※埋蔵日が友引の場合は、前日の金曜日とします。）

○埋蔵は、埋蔵担当者等が立ち会いのうえ、お申込みされた方、または、そのご家族・ご親族の方、法人にあっては、法人の職員の方に行っていただきます。

○埋蔵に係る所要時間は３０分以内とさせていただきます。埋蔵の際、**宗教的儀式を行う場合につきましては、埋蔵も含め、その所要時間内にお済ませください。**

○献花台は設置しておりますが、焼香台等は設置しておりませんので、宗教的儀式を行う際に必要な方につきましては、ご自身で準備をお願いします。お帰りの際には、ご供花・ご供物等は、お持ち帰り願います。

○埋蔵時に限り、ろうそく立て及び線香立てを貸し出しますので、ろうそく及び線香をご持参の上、ご利用ください。

○お骨以外の副葬品は埋蔵できません。

○悪天候により、埋蔵日時が変更になる場合があります。（変更となった場合は、あらためて、市の担当者と埋蔵日時の打ち合わせを行います。）

○埋蔵当日の持ち物
・共同墓使用許可証　　・お骨

○近くにある葬斎場では他の方の火葬を行っている場合がありますので、埋蔵の際は**葬斎場の中には入らない**ようお願いします。
※埋蔵は共同墓（現地）で行います。

８．注意事項

○市では、宗教的な儀式は行いません。また、お参りの際は様々な宗派の方々が埋蔵されますので、宗教的儀式はご遠慮願います。

○お参りの際は、**焼香台や線香立て、ローソク立て、花立ては設置しておりませんので、必要な方はご持参の上、他の利用者の迷惑とならないようご配慮をお願いするとともに、お参りの後はご持参いただいたものは全てお持ち帰りください。**

○埋蔵者については、**墓誌は設置しませんので台帳に記載します**。埋蔵されているかどうかのお問い合わせには、市の担当者からお答えします。

○**埋蔵したお骨は、取り出すことができません。**ご家族やご親族と十分ご相談のうえ、申請願います。

○何らかの事情により、使用料及び管理清掃手数料を納付後に共同墓の使用を取りやめた場合は、使用料のみ返還することができます。
（※管理清掃手数料は返還いたしません。）

９．共同墓の生前予約

本市の共同墓は生前の予約を受け付けています。

予約時には、使用料を納付する必要はありませんが、お骨を埋蔵する「埋蔵責任者」を選定していただきます。

○生前予約の使用要件

・１年以上、登別市民である者、またはあった者

○お申込みに必要な書類等

チェック欄	申請時に必要なもの
	共同墓生前予約願出書
	申請者の使用要件が確認できるもの （本籍地記載の住民票、住民票の除票など）※
	埋蔵責任者の住民票（本籍地記載のもの）※
	申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）

※　提出する住民票、住民票の除票などは、発行日から１年以内のものを提出してください。

○使用料・管理清掃手数料について

生前予約を申し込みの際には、願出書の提出のみとなり、実際に共同墓を利用する際に埋蔵責任者にあらためて共同墓使用願出書を提出していただき、その際に使用料及び管理清掃手数料を納付していただきます。

○埋蔵責任者の変更

埋蔵責任者を変更する場合は、「共同墓生前予約変更届出書」を提出していただきます。

１０．共同墓の案内図

■共同墓のお問い合わせ先

登別市　市民生活部　市民サービスグループ

住　所：〒059-8701　登別市中央町６丁目１１番地

電　話：（０１４３）８５－１８５５

受付時間：平日　午前９時～午後５時００分まで（年末年始を除く）